

船橋市木造密集住宅地基本方針

船橋市

令和元年 8 月

(令和 8 年 7 月一部改定)

はじめに

船橋市を含む南関東地域の首都直下では、マグニチュード7クラスの地震発生確率が今後30年間で70%と推定されており、大地震の発生による甚大な被害が懸念されています。特に地震防災対策上多くの課題を抱えている密集市街地について、国では「地震時等に著しく危険な密集市街地」を公表し、解消に向けた取り組みを行っているところです。

本市においては、国の基準に該当する密集市街地は存在しませんが、大規模地震発生時に想定される延焼火災や建物倒壊による災害危険性を抱えている市街地が存在しています。平成30年11月に公表した「平成29・30年度船橋市防災アセスメント調査（地震被害想定）」においても、建物の被害として全壊・焼失棟数17,310棟との地震被害想定の結果が公表されています。

首都直下地震などの大規模地震災害に対し被害を軽減するためには市や関係機関などによる防災対策や災害対応と合わせて、普段から市民一人ひとりに災害に備えていただくことが必要です。

そこで、本市では「船橋市木造密集住宅地基本方針」を策定し、市民の皆さんに対し、自分の住んでいるまちの現状を知っていただくとともに、木造密集住宅地の危険性を軽減させる取り組みを行っています。

目次

はじめに.....	1
1. 基本方針策定の背景と目的.....	2
2. 基本方針の位置づけ.....	3
3. 木造密集住宅地とは.....	4
4. 延焼危険性が高い市街地とは.....	5
5. 避難困難性が高い市街地とは.....	7
6. 木造密集住宅地の区域や各種取り組みの評価・分析.....	8
7. 基本方針と段階的な取り組み.....	14
8. 木造密集住宅地の危険性を軽減させる取り組み.....	17
9. 継続的な評価・見直し.....	21

1. 基本方針策定の背景と目的

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊・焼失により多数の死傷者が生じ、災害に対する都市の脆弱性が浮き彫りになりました。これを受けて、国では平成 9 年に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」を制定するなど、密集市街地での最低限の安全性を確保するための取り組みをしてきました。

平成 24 年には、密集市街地のうち、地震発生時等において最低限の安全性を確保することが困難である、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を把握し、全国 197 地区（5,745ha）を公表しました。

本市には、この「地震時等に著しく危険な密集市街地」の基準に該当する市街地は存在しませんが、「平成 29・30 年度船橋市防災アセスメント調査（地震被害想定）」においては、建物の被害として全壊・焼失棟数 17,310 棟という地震被害が予測されています。

大規模地震発生時には、同時多発火災による消防力の分散、断水、建物倒壊による道路閉塞、交通渋滞などによる消火活動の阻害などにより火災が放置され大規模火災に発展する可能性があります。さらには、建物倒壊により道路が塞がれることにより、円滑な避難ができない危険性があります。

そのため、このような危険性を抱えている市街地を把握し、市民の皆さんに広く周知し、市民一人ひとりが災害に備えるとともに、市と市民の皆さんが協力して災害に強いまちづくりを進めるため、「船橋市木造密集住宅地基本方針」を策定しました。

（令和元年 8 月）

令和 8 年 7 月の改定について

「船橋市木造密集住宅地基本方針」については、各種取り組みの実施状況や木造密集住宅地の区域・面積の変化について、概ね 5 年に一度調査・分析を行い、必要に応じて見直しを行うこととしています。

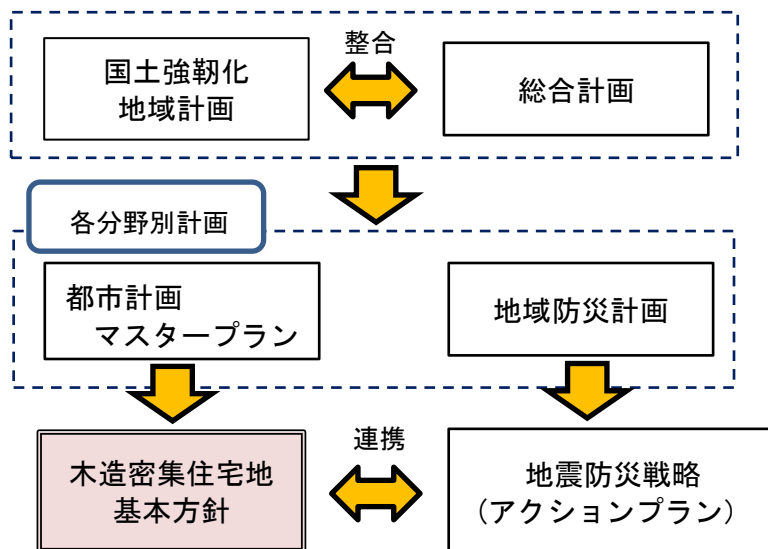
この度、これまでの取り組み状況と最新情報の調査・分析を踏まえ、木造密集住宅地の区域・面積や各種取り組みの新規・拡充などの見直しを行いました。

今後も、木造密集住宅地をはじめとした市内全域において、まちの抱える危険性の周知・啓発と、危険性を軽減させる取り組みの活用を推進し、災害に強いまちづくりを目指していきます。

（令和 8 年 7 月）

2. 基本方針の位置づけ

本基本方針は、本市の最上位計画である「船橋市総合計画」及び「船橋市国土強靱化地域計画」に基づき、「船橋市都市計画マスタープラン」に定めた防災まちづくりの目標を達成するために、特に、木造密集住宅地の危険性を軽減させる取り組みについての方針を示したものです。また、「船橋市地域防災計画」や「船橋市地震防災戦略」とも連携し、本市の防災を図っていきます。



総合計画	市の政策目標を示し、目標を実現するための施策や事業を関連付けて総合的・体系的に取りまとめた計画です。各分野の個別計画は、この総合計画に基づき定められています。
国土強靱化地域計画	国土強靱化基本法に基づき、地域の強靱化に関する施策を中長期的な視野の下で総合的・計画的に推進する指針として定めています。
都市計画マスタープラン	市のまちづくり（都市づくり）に関する方針を示したもので、まちづくりの将来ビジョン、土地利用、市街地整備、交通体系、防災まちづくりといったまちづくり方針などを定めています。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、事前対策から応急対策、復旧・復興対策までを総合的に定めています。
地震防災戦略	平成 29・30 年度に実施した防災アセスメント調査における被害想定に基づき設定した減災目標を達成するため、総合計画や地域防災計画などに位置付けられている各種減災・防災施策を体系化し、具体的対策を取りまとめたアクションプランです。

3. 木造密集住宅地とは

市内には、木造住宅が密集している地域や、幅員の狭い道路が多く存在しています。

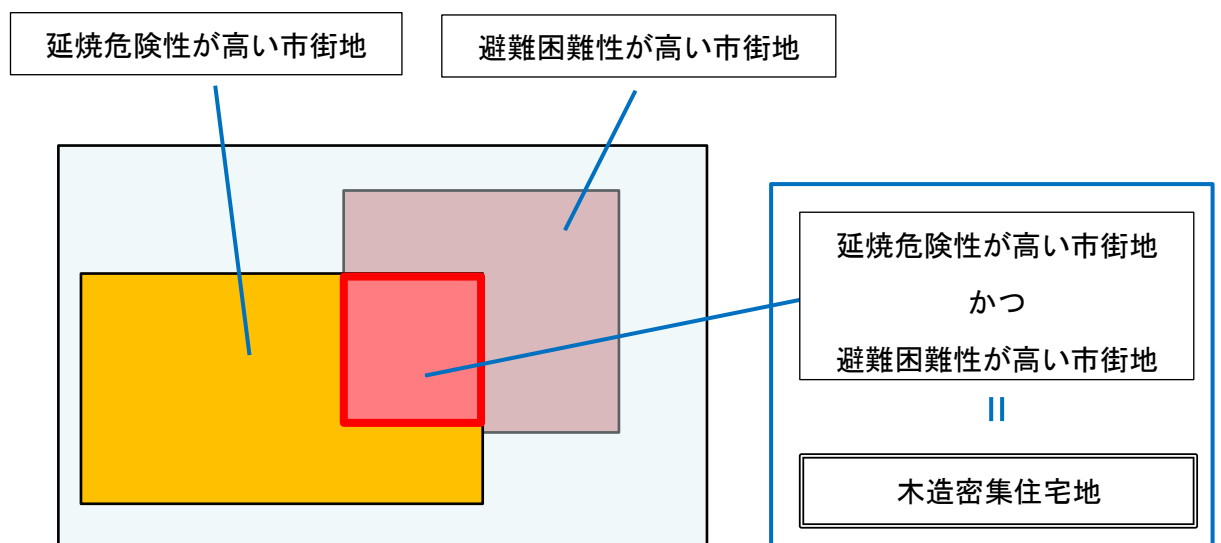
その中でも特に地震発生時における同時多発火災で、延焼火災が発生する危険性が高い市街地において、建物の倒壊等により避難が困難になる可能性がある市街地を「木造密集住宅地」と位置づけました。

木造密集住宅地は下記の2つの指標により抽出しました。

- ①地震発生時における同時多発火災に対し、出火しそのまま火災を放置した場合、どこまで延焼火災が拡大するかを判断する基準である「延焼危険性」
- ②地震発生時における建物倒壊等による道路閉塞を想定し、避難の困難さを判断する基準である「避難困難性」

下のイメージ図のように、「延焼危険性が高い市街地」のうち、「避難困難性が高い市街地」を「木造密集住宅地」としました。

<木造密集住宅地のイメージ>



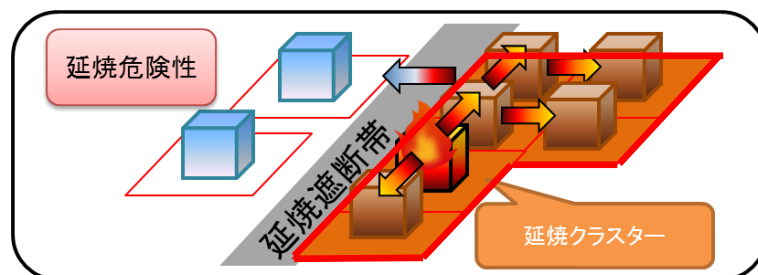
4. 延焼危険性が高い市街地とは

大規模地震発生時に、同時に多くの火災が発生し消防力が分散したり、断水により消火栓が使えなくなったり、建物倒壊により道路が閉塞して消火活動に支障が生じ、延焼火災が放置されると大規模火災に発展する危険性があります。

そこで、消火活動が全く行われずに火災が放置された場合に想定される延焼範囲（＝延焼クラスター※）について地理情報システム（GIS）を用いて抽出しました。これにより、都市計画で防火・準防火地域と指定されていることから耐火建築物が多く集積しているJR船橋駅やJR西船橋駅周辺、また、大規模な住宅団地や土地区画整理事業が行われた地区などは、延焼危険性が低いものの、100棟以上の延焼クラスターは、市内全域に存在していることがわかりました。

市内のどこからでも出火する可能性はありますが、大規模な延焼クラスターほど火災発生確率が高く、被害も大きくなります。そのため、5,000棟以上の延焼クラスターを「延焼危険性が高い市街地」と定義します。

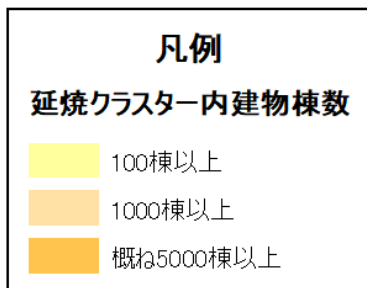
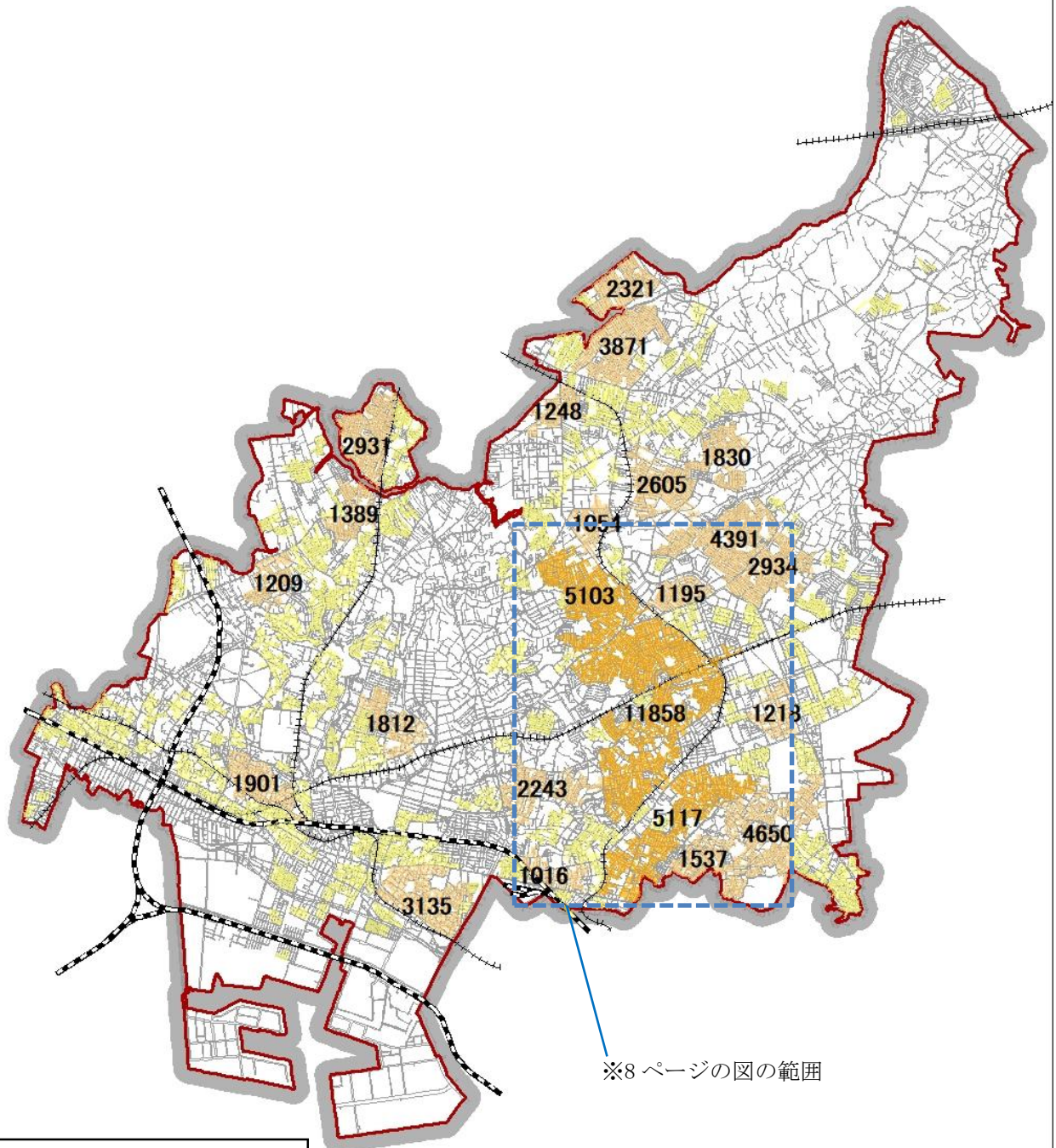
この基準は、「平成29・30年度船橋市防災アセスメント調査（地震被害想定）」に基づいています。最も建物被害が大きい条件下（冬18時、風速8m/s）における全出火件数33件（市内の建物棟数139,720棟）を参考に設定しました。



※「延焼クラスター」とは

延焼火災が起きた場合、運命を共にする建築群のことをいいます。延焼クラスター内の建築物から1件でも出火し、そのまま放置した場合に最終的に延焼クラスター内の全ての建築物が焼失する可能性があります。

延焼クラスター分布図



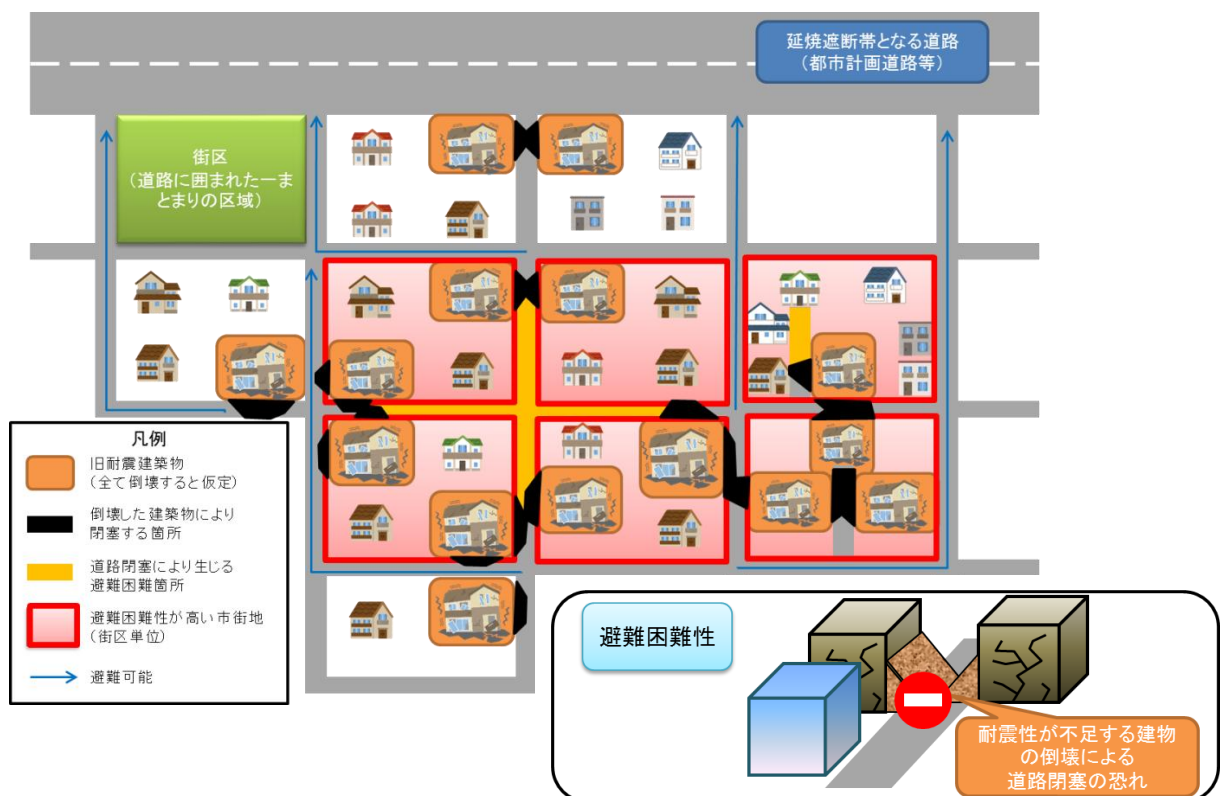
1000 棟以上の延焼クラスターのみ数字表示しています

5. 避難困難性が高い市街地とは

火災が発生しても、火災の延焼速度は遅いため、通常は徒歩により安全な場所へ避難する時間的余裕があります。しかし、地震により沿道の建物が倒壊することで、避難に支障をきたす危険性があります。

そこで、地震により道路沿いの建物が倒壊し、道路が閉塞することで延焼遮断帯となる道路等まで到達できない可能性がある建物を含む街区を「避難困難性が高い市街地」としました。

＜避難困難性が高い市街地のイメージ＞



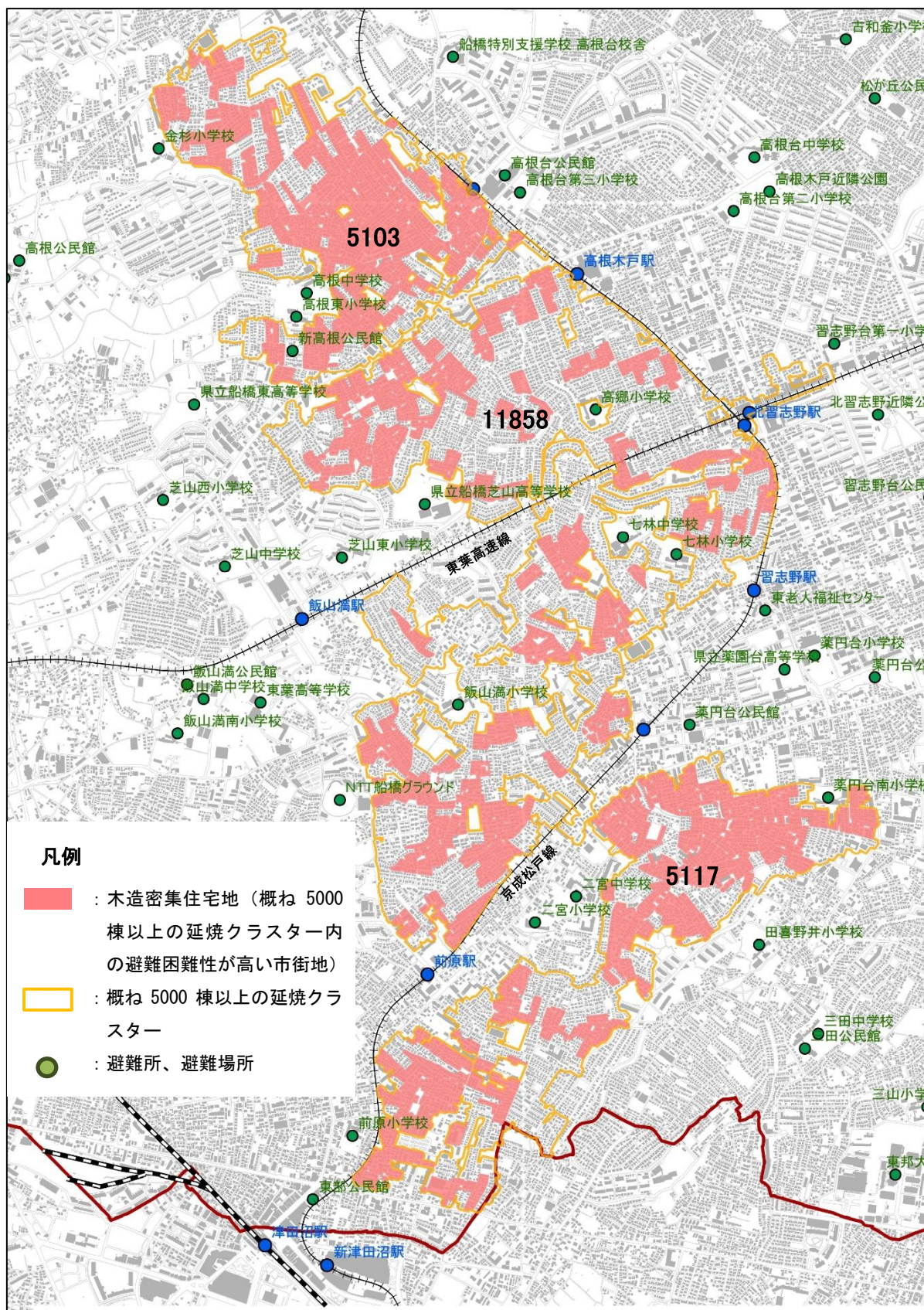
※道路が閉塞する箇所の抽出方法

旧耐震基準（昭和 56 年以前）による建築物は、安全側で検討するために全て倒壊するものと仮定し、建物の高さ（階数×2.8m）の 1/2 が道路側へ倒壊し、通行可能な道路の幅員が 2m 未満となる箇所を道路閉塞箇所と定義し、地理情報システム（GIS）を用いて「延焼危険性の高い市街地」における道路閉塞箇所を抽出しました。

※建物の倒壊の他に、道路を閉塞する可能性のある要因として、土砂崩れ、液状化などがありますが、本方針では建物の倒壊のみを対象とし、他の要因は考慮していません。

土砂災害については市及び県のホームページにて、液状化については市ホームページにて、地域周辺ハザードマップをご確認ください。

木造密集住宅地域図



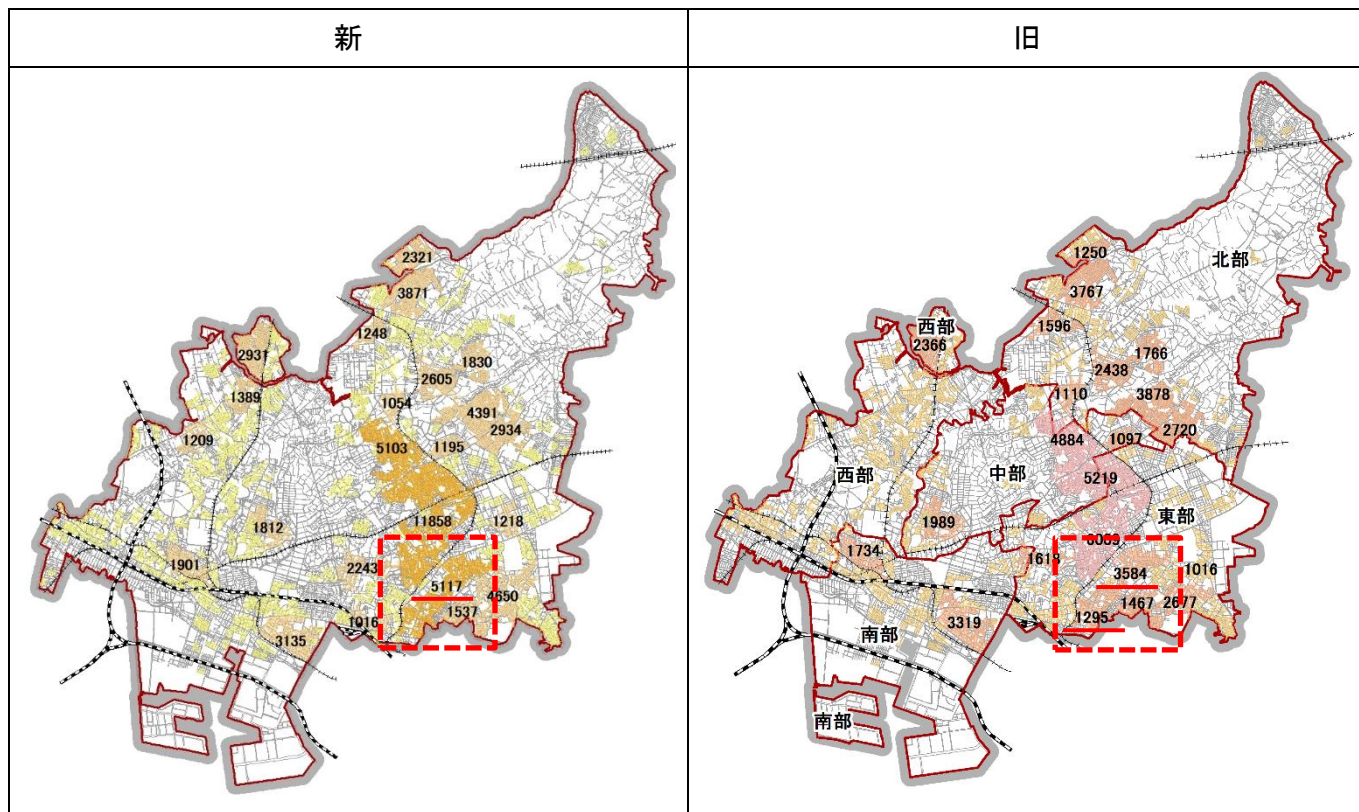
6. 木造密集住宅地の区域や各種取り組みの評価・分析

6-1. 木造密集住宅地の区域について

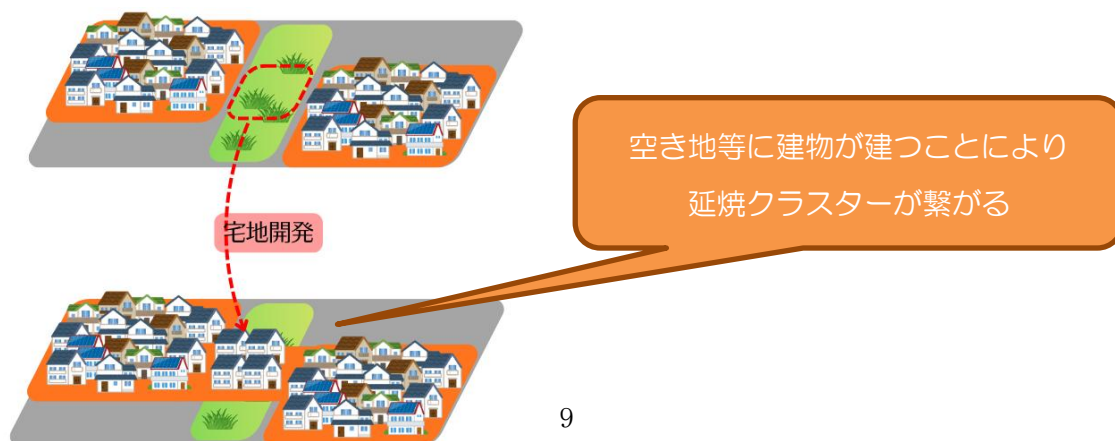
令和元年 8 月の本基本方針策定以降の市街地環境の変化を踏まえて、地理情報システム（GIS）を用いて改めて「延焼危険性の高い市街地」及び「避難困難性の高い市街地」を抽出し、木造密集住宅地の区域・面積の変化を確認しました。

延焼クラスター分布図を比較した結果、市内の各クラスター及び「延焼危険性の高い市街地」である概ね 5,000 棟以上の延焼クラスターが拡大しました。要因としては、住宅件数が増加傾向にあり、これまで空き地だった土地に住宅が建つことなどにより延焼箇所が繋がり、延焼クラスターが拡大したことが考えられます。

<延焼クラスター分布図比較>



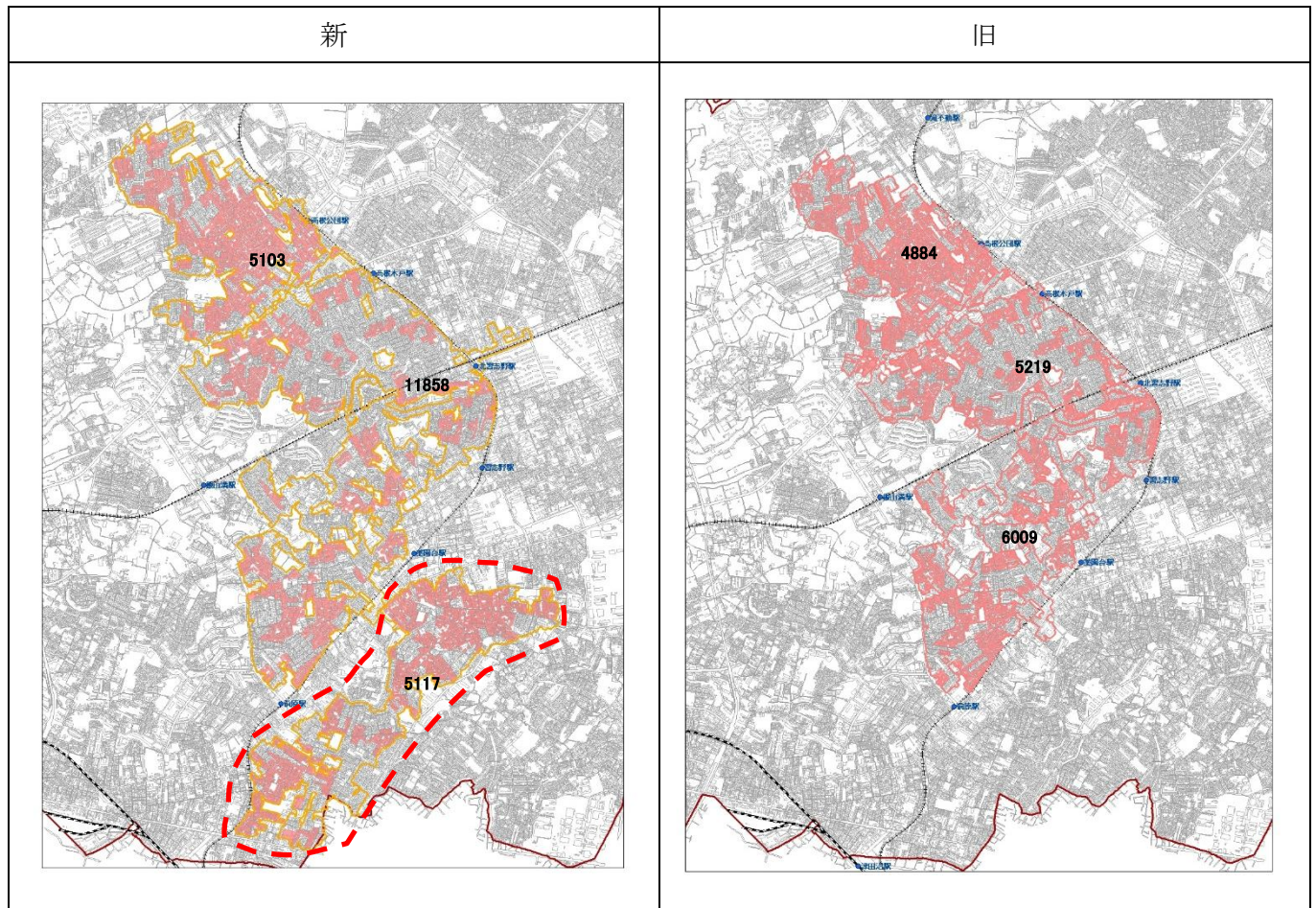
<延焼クラスターの拡大イメージ>



また、木造密集住宅地については、拡大した「延焼危険性の高い市街地」について新たに「避難困難性が高い市街地」を抽出することとしているため、結果として「木造密集住宅地」に該当する区域が拡大しました。

(下図の「赤枠」が基本方針見直し後に拡大した区域)

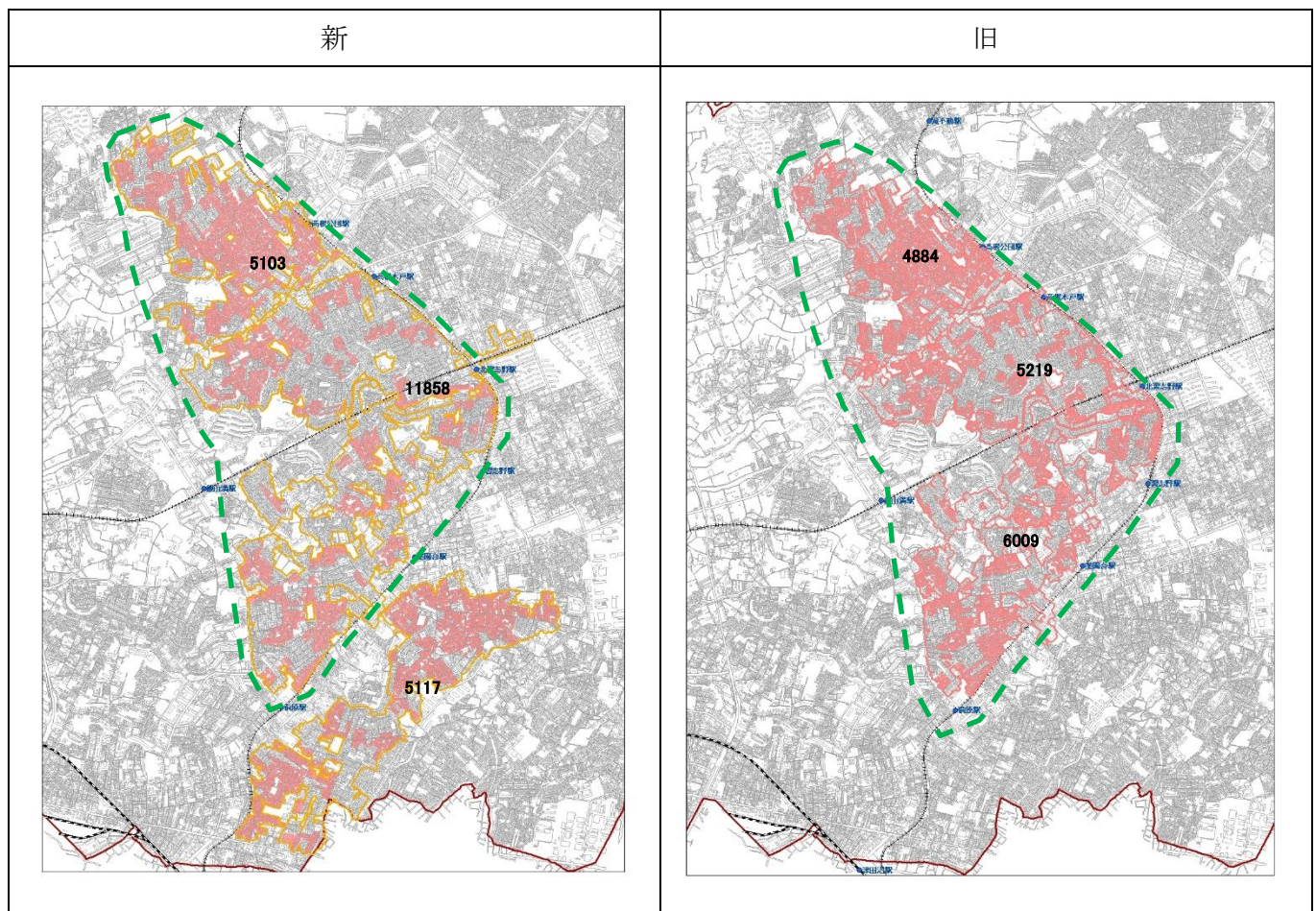
<木造密集住宅地の区域図比較①>



なお、基本方針策定時に概ね 5,000 棟以上の「延焼危険性の高い市街地」が所在していた区域に限定して、木造密集住宅地の面積を比較すると、現状では面積が約 9%減少していました。(下図「緑枠」内の「■」の範囲が減少)

主な要因としては、建物の建て替え等が進むことにより、旧耐震基準の建物が減ることで、道路の閉塞する箇所が減ったことが挙げられます。

<木造密集住宅地の区域図比較②>



今後も空き地等に建物が建つことにより、延焼クラスター同士が繋がり、概ね 5,000 棟以上の「延焼危険性の高い市街地」が拡大し、それに伴い「木造密集住宅地」に該当する区域も拡大する可能性があります。

しかし、建物の建て替えや耐震補強等により、道路を閉塞する箇所が減ることで「避難困難性の高い市街地」を減らすことができるので、特に大規模火災発生時に避難が困難になる危険性を抱えている木造密集住宅地については、各種取り組みの活用促進を図っていきます。

6-2. 各種取り組みについて

令和元年 8 月に本基本方針を公表して以降、説明会や出前講座等を通して、木造密集住宅地をはじめとして市内全域において、まちの抱える危険性や初期消火活動の重要性、危険性を軽減させる取り組みについて情報発信してきました。

しかしながら、令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本基本方針の周知や説明の機会を十分に確保することができなかったこと等により、多くの取り組みで実績を上げることが難しい状況となりました。

<各種取り組みの実績（市内全域）>

	具体的な取り組み		単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	木造密集住宅地に関する情報発信 (広報活動、出前講座等)		回数	6	0	0	0	4	2	3
2	まちづくり 活動の支援	地域まちづくり アドバイザーの派遣	件数	1	2	1	1	1	0	0
		地域まちづくり 活動助成金の交付	件数	2	3	2	1	1	1	0
		地区計画の決定	地区	0	0	1	0	1	2	2
3	自主防災組 織の結成・ 活動の促進	結成補助	件数	4	4	4	1	3	4	2
		活動補助	件数	249	223	210	221	217	229	228
		結成率	%	60.1	59.6	59.6	58.6	57.8	56.4	55.4
		消火資機材の貸与	台数	10	1	6	0	4	1	4
4	耐震改修 の促進	耐震診断助成	件数	11	3	33	24	20	188	55
		耐震改修助成	件数	8	1	11	9	4	41	48
5	危険コンクリートブロック塀等 撤去助成事業		件数	27	15	14	11	16	6	13
6	難燃性樹木の整備		件数	0	1	0	3	0	0	2
7	感震ブレーカー等設置促進 (広報活動、出前講座等)		回数	28	2	11	24	39	38	38

＜アンケート調査について＞

また、令和 7 年度に実施したアンケート調査では、多くの人が木造住宅が密集している住宅地の危険性については認識していますが、市として木造密集住宅地の情報発信や危険性を軽減させる取り組みを紹介していることを認識している人は少なく、本市の木造密集住宅地に関する取り組みの認知度が低いことが分かりました。

＜e モニターアンケート調査の概要＞

調査テーマ：木造密集住宅地基本方針の認知度調査

調査趣旨：方針の認知度を把握し、今後の周知・啓発活動の参考とする

調査期間：令和 7 年 12 月 15 日～12 月 28 日

（設問（一部抜粋））

問 木造住宅が密集している住宅地では、地震災害発生時に、火災が広がる危険性や、建物の倒壊により避難が困難になる危険性があることをご存知ですか。

はい	96.8%
いいえ	3.2%

問 船橋市が木造密集住宅地に関する情報発信や危険性を軽減させる取り組みを紹介していることはご存知でしたか。

はい	10.8%
いいえ	89.2%

アンケートにおいて、積極的な情報発信について多くの要望・意見があり、各種取り組みの活用を促進していくためにも、まずは、大規模火災発生時に避難が困難になる危険性を抱えている木造密集住宅地の現状を周知し、木造密集住宅地に関する取り組みの認知度を向上させていくことが大事であると考えます。

今後、様々な情報発信を通して防災意識を向上させ、普段から一人ひとりに災害に備えてもらうとともに、各種取組の活用促進を図っていきます。

7. 基本方針と段階的な取り組み

建物が密集しており延焼の危険性がある市街地や、建物が倒壊することで避難に支障をきたす危険性は市内全域に存在しています。そのため全市的に出火・延焼対策を進め、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

本基本方針では、災害に強いまちづくりを進めるため、目標及びまちづくりの方針を次のように設定します。

目標

延焼火災や建物倒壊の危険性を軽減させ、災害に強い安全なまち

方針1 防災意識の向上

市では、千葉県北西部直下地震のほか様々な災害に備え防災対策を進めていますが、大規模災害が発生した際には、行政だけで災害対応を行うことはできません。市民一人ひとりに自分の住んでいるまちの現状をご理解いただき、日ごろから「自分の身は自分で守る」という「自助」の意識と「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助（互助）」の意識を持ち家庭や地域において防災や減災に積極的に取り組むことが必要です。

方針2 出火延焼対策

地震発生時に、火災が発生させないためには皆さん一人ひとりが初期消火の準備をすることが重要です。万が一、火災が発生した場合でも、火元の家から隣の家に燃え移る延焼火災を防止するため、地域の皆さんで消火活動や延焼火災を防止するまちづくりを行うことが重要です。

方針3 避難対策

延焼を止められず火災が拡大した場合は、延焼遮断帯まで安全に避難できることが重要です。建物が倒壊しないように耐震補強を進めることや、建物が倒壊しても道路をふさがないようにすることが重要です。

これらの方針に基づき、以下に示す段階的な取り組みを行います。

《ステップ1》

木造密集住宅地をはじめとした市内全域において、まちの抱える危険性や初期消火活動の重要性を様々な方法で周知し、各種補助施策を活用した自主防災組織の結成・活動の促進、耐震改修の促進を図るとともに地区計画の決定に向けたまちづくり活動を積極的に支援します。

《ステップ2》

本基本方針の公表後における各種施策の活用状況などを評価し、必要な見直しを行います。

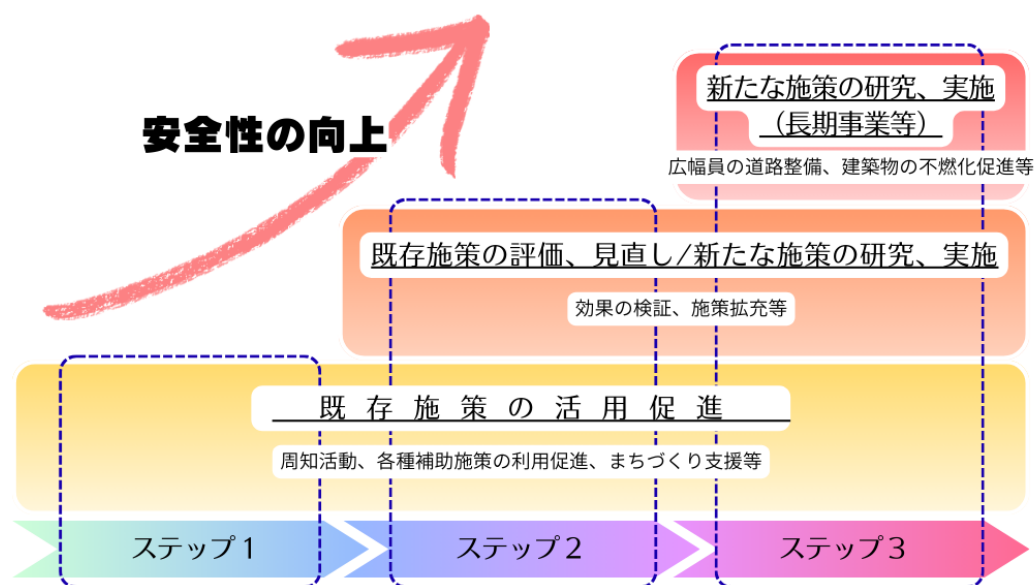
また、新たな施策については木造密集住宅地の危険性を軽減させる取り組みの研究を引き続き行い、効果の検証、実施体制等を考慮し、所要の取り組みを実施します。

《ステップ3》

延焼遮断帯となる広幅員の道路整備や、出火・延焼を抑制するための建築物の不燃化促進については、木造密集住宅地の危険性を軽減させる効果は大きい反面、財政的負担及び人的負担も大きく、さらに事業期間が長期におよびます。

そのため、これらを早期に実施することは困難ですが、引き続き国や県、他市の動向を注視するとともに、国庫補助制度などの研究を進め、事業実施の課題解消に向けた検討を行います。

＜段階的な取り組みのイメージ＞



コラム

2025 年大分市佐賀関地区の大規模火災と地域の連携

～～自助・共助・公助で命を守る―地域防災の重要性～～



「大分市佐賀関の大規模火災の現場」（提供元：大分市防災危機管理課）

防災の基本的な考え方である「自助」「共助」「公助」という言葉を知っていますか？

「自助」は自分自身や家族を守る行動
「共助」は地域住民同士で助け合うこと
「公助」は行政や消防などの公的支援

を指します。

大規模災害時には、公助で全ての被災者を迅速に支援することが難しくなるので、発災直後は、地域住民がお互いに声を掛け合いながら、自発的に避難行動をとること、地域コミュニティで助け合うことが重要になります。

令和 7 年（2025 年）11 月 18 日夕方に発生した大分市佐賀関地区の火災は、180 棟以上が延焼する大規模火災でしたが、地域住民同士の声掛けや介護施設の迅速な行動という「共助」により、多くの命が救われました。

火災発生直後、煙や炎に気づいた住民たちは、自分だけが逃げるのではなく、隣近所に声を掛け合いながら避難しました。どの家に誰が住んでいるか、どの家が空き家なのか、など普段から住民同士でのコミュニケーションがあったからこそ、火災の状況に気づかず逃げ遅れていた住民の命を救ったのです。

避難した公民館にも火の手が迫り、別の避難所への移動が必要になった際には、地域の介護施設が福祉車両を出動させ、高齢者や障害者などの移動を支援しました。その時の状況に応じた介護施設の迅速な判断と、道路事情などに精通した施設職員の臨機応変な対応が、命を救う鍵となりました。

自分自身や家族を守る「自助」の備えに加え、日頃からあいさつや声掛けなど、顔の見える関係づくりを地域で進めておくことで、「困ったときにはお互い様」という地域で支え合う「共助」の仕組み作りが、いざという時にお互いの命を救うことにつながります。

8. 木造密集住宅地の危険性を軽減させる取り組み

木造密集住宅地の危険性と被害の軽減を図るため、下記の取り組みを全市的に展開・継続していきます。

※ **追加** **拡充** は、令和元年8月以降で新規追加・拡充している取り組み

拡充

1 木造密集住宅地に関する情報発信

防災意識の向上

木造密集住宅地に関する説明会やまちづくり出前講座を開催します。また、広報紙やイベントへの参加、パネル展など機会を捉えて情報発信するとともに、木造密集住宅地については重点的に周知活動を実施し、市で取り組んでいる防災・減災施策のほか、家庭の災害への日ごろの備えである「自助」の活動や、地域で助け合う「共助」の事例など、実際の災害時に行われた防災活動や救助事例の紹介を通して、防災意識の向上を図ります。

担当課：都市政策課（047-436-2522）

2 まちづくり活動の支援

防災意識の向上

出火延焼対策

避難対策

住環境の維持・向上を図り、災害に強いまちづくりを実現するため、地区計画や建築協定、地域まちづくりに関する地域の独自ルールなど、地域の皆さんが主体的に取り組む「まちのルールづくり」を支援します。

○地域まちづくり活動に関する相談窓口

地域の皆さんが行うまちづくり活動について、質問や相談を受けたり、様々なアドバイスを行っています。

○地域まちづくりアドバイザーの派遣

地域まちづくり活動を行う団体に対して活動の進め方や手法のアドバイス、情報の提供、活動事例の紹介などを行うアドバイザー（都市計画や建築などの有資格者や実務経験豊富な専門家）を派遣します。

○地域まちづくり活動助成金の交付

市の登録を受けた団体は、まちのルールづくりの活動のために支出した費用の一部に対し、助成を受けることができます。

○地区計画の決定

地域まちづくりに関する地域の独自ルールの中でも地区計画は、延焼の防止のための建築物の壁面位置の制限や、避難路の確保等を図るための垣やさくの構造の制限（ブロック塀の制限）などのルールを都市計画として決定することができ、無秩序な市街化を防止して良好

な市街地環境の形成・保全を図ることができます。

担当課：都市計画課（047-436-2526）

3 自主防災組織の結成・活動の促進

防災意識の向上

出火延焼対策

自主防災組織の結成や活動に際し、補助金を交付することにより防災資機材の整備を行うほか、排水栓・消火栓を活用した消火資機材（スタンドパイプ）を貸与することにより地域住民による初期消火体制及び避難救護体制の整備強化など地域コミュニティにおける防災力の向上を図ります。

担当課：危機管理課（047-436-2039）

拡充（助成額等）

4 耐震改修の促進

避難対策

平成 12 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成します。

また、耐震診断の結果、地震に対して倒壊する可能性がある木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を助成します。

担当課：建築指導課（047-436-2632）

追加

5 木造住宅除却助成事業

出火延焼対策

避難対策

住宅倒壊による被害を未然に防ぐため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した耐震性が不足する木造住宅の除却に要する費用の一部を助成します。

担当課：建築指導課（047-436-2632）

追加

6 空家等の適正管理の促進

出火延焼対策

避難対策

管理が不適切な空家等は、地震時の倒壊による道路閉塞や、火災による延焼拡大の恐れがあるため、所有者等に対して、適切な管理を促すことや除却への支援施策の研究、専門家団体との連携による予防や管理、利活用の支援を行います。

担当課：市民安全推進課（047-436-3113）

拡充（助成額等）

7 危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業

避難対策

地震発生時に道路に面したブロック塀が倒壊し、通行人に危害が及んだり避難の妨げになったりすることがあります。被災時にも安全に道路を通行できるように、道路に面していて地震時に倒壊する恐れのある危険なコンクリートブロック塀等の撤去費用の一部を助成します。

担当課：建築指導課（047-436-2674）

8 難燃性樹木の整備

出火延焼対策

避難対策

公園や道路において樹木を整備する際に難燃性の樹木を植樹します。

難燃性の樹木が防火壁の役割を果たし、延焼防止の効果が期待されるほか、避難場所や避難路の安全性を向上させます。

担当課：道路計画課（047-436-2563）、公園緑地課（047-436-2566）

9 感震ブレーカー設置促進

防災意識の向上

出火延焼対策

地震に伴う停電が復旧した時に起こる通電火災を防ぐため、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める感震ブレーカーに関する知識の普及や啓発を図ります。

担当課：危機管理課（047-436-2039）、予防課（047-435-1114）

追加

10 家具転倒防止器具等設置促進

防災意識の向上

避難対策

災害時の安全確保を目的として、家具等の転倒防止対策に関する知識の普及や啓発を図ります。

要支援または要介護の認定を受けている高齢者や重度障害者のみの世帯等を対象に、家具等の転倒を防止するための費用の一部を補助します。

担当課：危機管理課（047-436-2039）

その他の取り組み

・生産緑地の指定

生産緑地地区として農地を計画的に保全し空間を確保することにより延焼の防止に役立ちます。

担当課：都市計画課（047-436-2526）

・開発行為による道路の通り抜け、消防水利の確保

開発行為による宅地造成の際に区域内道路の通り抜け及び消防水利の確保を指導することにより、避難困難性が生じることを防ぎ、消火体制の強化を図ります。

担当課：道路計画課（047-436-2563）、警防課（047-435-1190）

9. 継続的な評価・見直し

新たな建物の建築や建替え、道路・公園の整備といった土地利用の変化や、木造密集住宅地の危険性を軽減させる取り組みの状況などにより市街地環境の変化が予想されます。

そのため、各種取り組みの実施状況や木造密集住宅地の区域・面積の変化を概ね5年に一度調査・分析を行い、必要に応じて基本方針の見直しを行います。

